

○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日

電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令

総務大臣 松本 剛明

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策等) 第四十三条の六 運用規則第三百三十七条の二第二項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。 〔二七七 略〕</p> <p>8 前各項の規定は、運用規則第三百三十七条の二第二項に規定する基地局について適用する。この場合において、第一項中「運用規則第三百三十七条の二第一項」とあるのは「運用規則第三百三十七条の二第二項」とし、「同項各号」とあるのは「同項において適用する同条第一項各号」とし読み替えるものとする。</p> <p>別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係） 〔様式略〕 〔注1～6 略〕</p> <p>7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、<u>第43条の6第1項</u>（同条第8項において適用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</p> <p>別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 〔注1～3 略〕</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策等) 第四十三条の六 運用規則第三百三十七条の二に規定する基地局の免許人は、同条に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。 〔二七七 同上〕 〔新設〕</p> <p>別表第五号の二 〔同左〕</p> <p>〔様式同左〕 〔注1～6 同左〕</p> <p>7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、<u>第43条の6第1項</u>の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報、その無線設備が設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</p> <p>別表第五号の三 〔同左〕</p> <p>〔様式同左〕 〔注1～3 同左〕</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第</p>

3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 略〕

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】
電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり
無線局運用規則 第137条の2第1項 (注3) に規定する
第137条の2第2項において準用する同条第1項
監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
記

- 1 対象の基地局 （注4）
- 2 対策を講じていることを証する書類等
 - (1) 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類 （注5、8）
 - (2) 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類 （注6、8）
 - (3) 無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類 （注8）
 - (4) 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書

3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 同左〕

別表第五号の九 【同左】

【同左】
電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
記

- 1 対象の基地局 （注3）
- 2 対策を講じていることを証する書類等
 - (1) 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類 （注4、7）
 - (2) 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類 （注5、7）
 - (3) 無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類 （注7）
 - (4) 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書

<p>類 <u>(注8)</u></p> <p>(5) 無線局運用規則第137条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する時間における保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類 <u>(注7、8)</u></p> <p>(6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類 <u>(注8)</u></p> <p>(7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に及び、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類 <u>(注8)</u></p> <p>(8) 定期的に保守点検を実施することを証する書類 <u>(注8)</u></p>	<p>類 <u>(注7)</u></p> <p>(5) 24時間365日におわたる保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類 <u>(注6、7)</u></p> <p>(6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類 <u>(注7)</u></p> <p>(7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に及び、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類 <u>(注7)</u></p> <p>(8) 定期的に保守点検を実施することを証する書類 <u>(注7)</u></p>
<p>[注1・2 略]</p> <p><u>3</u> 確認を求める該当条項の不要の文字は削除すること。</p> <p><u>4</u> 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。</p> <p><u>5</u>～<u>8</u> [略]</p>	<p>[注1・2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u> 運用規則第137条の2に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。</p> <p><u>4</u>～<u>7</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)はこれを加える。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。)を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム(次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。)以外のものに限る。)の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2] 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。)を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。)の基地局又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。